

貨幣機能と価格の役割 : 宇野原理論体系の問題点 (2)

著者	村上 和光
雑誌名	金沢大学経済論集 = Kanazawa University Economic Review
巻	31
号	2
ページ	33-64
発行年	2011-03-01
URL	http://hdl.handle.net/2297/27749

貨幣機能と価格の役割

—— 宇野原理論体系の問題点(2) ——

村 上 和 光

はじめに

- I 宇野・貨幣機能論の構造と展開
- II 宇野・貨幣機能論の意義と問題点
- III 貨幣機能と価格の役割

はじめに

前稿¹⁾では、原理論体系の端緒規定をなす商品形態論を対象にして、宇野原理論体系の意義と問題点との解明を試みた。いうまでもなく、宇野原理論体系は、古典派経済学を超える『資本論』体系の画期的意義を継承しつつそこになお残存する問題点を克服した——という意味で極めて大きな成果をもっているが、それでもまだ、さらに超琢を加えてヨリ一層の洗練化を図る余地は決して小さくはない。そして前稿では、その洗練化作業のまず第1歩を商品形態論に即して実行したが、本稿では、それを踏まえつつ、その作業を次いで「貨幣論」にまで進めてみたい。そこで宇野・貨幣論の検討こそが次の課題となってくる。

こうして検討場面は貨幣論へ移るが、貨幣論を考察課題に設定した場合、その検討焦点が以下のように設定されざるを得ないのは自明であろう。すなわち、前稿で解明した通り、宇野・商品論で分析の中心軸として抽出可能になったのは、価値規定性に関わる、その「形態性・行動論性・量的規定性」という「3論点」であったが、当面の考察課題をなす「貨幣論」は、流通形態規定における、この「商品論」を土台としたその発展規定体系以外ではないかぎり、

ここ「貨幣論」においてもこの「3論点」こそがその「検討焦点」をなす——というべきだと。したがって、「価値規定」におけるこの「形態性・行動論性・量的規定性」を基準として宇野・貨幣機能論を検討しつつ、さらに、それを通して貨幣論の洗練化＝体系化を進める点こそが、本稿のまず具体的な「検討焦点」として設定されてよい。

しかしそれだけではない。というのは、この「形態性・行動論性・量的規定性」という3点に立脚しながら、「商品論→貨幣論」というその価値規定上の理論発展をフォローする——という作業は、言葉を換えて表現すれば、結局は、「価格の役割」にライトを当てつつ、その点から「貨幣論における『価格の役割』」を立ち入って解明する作業以外ではない、からである。そうとすれば、上記の「3論点」を考察焦点に置くこのような分析方法は、最終的には、貨幣論を「価格の役割」に即して総括することに他ならない点が明瞭となってこよう。

要するに、結局、宇野・貨幣論における「価格の役割」考察こそが本稿の現実的な到達目標だといってよいこととなる。本稿を「貨幣機能と価格の役割」とネーミングしたまさにその所以である。

I 宇野・貨幣機能論の構造と展開

[1]宇野・貨幣機能論の構造 まず全体の基本前提として、宇野・貨幣機能論の(1)「構造」を確認しておきたい。そこでまず旧『原論』²⁾を素材にして宇野・貨幣論の展開³⁾を追うと、まず第1に①「貨幣論への導入」が図られるが、この点に関しては、意外なほど商品論との接続は弱い。その点が、後に立ち入って問題にするように、宇野・貨幣論における「課題」設定の不明瞭さにつながっているように思われるが、まずその導入ロジックとしては、「貨幣の量規定」に即しつつ、貨幣論としては、「価値尺度→流通手段→貨幣」という3部構成を取る点が示されていく。このような貨幣論構図の設定に従いながら次に第2に②「貨幣論の展開」へと進み、いま確認したような3部構成に立脚して、まず最初に(イ)「価値尺度としての貨幣」が、「観念的にその価値を金によって表示する商品を現実的に金に実現することによって貨幣として機能す

る」(旧『原論』50頁)ものとして示される。ついで、「貨幣は、個々の商品に対しては価値の尺度として機能しつつ、同時にまた商品の社会的交換を媒介することによって、流通手段として機能する」(同)とされて、貨幣の第2機能は(ロ)「流通手段としての貨幣」へと移ろう。すなわち、この「流通手段」機能においては、「貨幣は各々の商品の形態転換を媒介しつつ、同時にまたこの形態転換自身をつなぐものとなっている」(旧『原論』56頁)と規定されるが、そのような機能内容が、構成的には、「A商品の売買」・「B貨幣の流通」・「C鑄貨」という3項目に即して説明されていくとあってよい。そしてそのうえで最後が③「貨幣」に他ならず、まず、「依然として商品自身に対立した地位にあり、いつでも商品を購入し得る資金としての機能を展開する」(旧『原論』63-64頁)ものとしてこそ把握される。具体的には、この「対立した地位」が、「A蓄蔵貨幣」・「B支払手段としての貨幣」・「C世界貨幣」という「三段の形態」を通して展開されていくとみてよく、全体として、「商品に対立した『貨幣』としての貨幣」が開示されよう。

以上のような貨幣諸機能論を踏まえて、最後に③「資本への移行」が設定される。つまり、貨幣論の最終規定をなす「世界貨幣」を媒介項として、「買うために売るW-G-Wから売るために買うG-W-Gの新たな流通形式」(旧『原論』70頁)を導出するわけであり、「貨幣として機能しながらより多くの価値となるものとして資本となる」(同)とされていく。

このように概観可能であれば、宇野・貨幣機能論は、結局以下のような「構造」を有していると整理されてよいのではないか。すなわち「貨幣導入論」→「貨幣諸機能論」→「資本移行論」という3段階構成内容であり、したがって、宇野体系においては、まさにこのような全体的構造を通してこそ、「貨幣機能の特質解明」が論理的に試行されているように思われる。

〔2〕宇野・貨幣機能論の展開 このような宇野・貨幣論の基本構造に立脚したうえで、次に、(2)その「展開」へと具体的な考察メスを入れていこう。そこで第1に①「貨幣導入論」が問題となるが、この旧『原論』ではその説明は極めて弱い。換言すれば、商品論を前提としたうえでの「貨幣論の課題」が不明確だという以外にないのであり、やや雑に言えば、これから具体的に展開されていく貨幣論の粗筋が要約的に提示されているに止まる。そのうえで内容

にまで立ち入ると、まず(イ)「基本視角」が設定されるといってよく、例えば「ある程度に種々なる物が商品として交換せられることになる」と、この交換を媒介する貨幣は、常に商品の交換量に応じてその量が問題となる。一定量の貨幣がなければならぬ(旧『原論』44頁)とされて、「貨幣量規定」が強調されていく。こうして最初に、「貨幣論」分析視角における「貨幣量規定」の重視こそが、「基本視角」として何よりも目に付こう。

そのうえで、(ロ)「貨幣論の構成」が「貨幣量規定」にアクセントを置いて要約的に説明されるといってよく、まず、(a)「商品の価値を一定量の金価格として実現することによって……機能する」「価値尺度機能」では、「なお個々の商品の購買手段として貨幣なのであって、商品の交換総量に対してその量が問題となるということにはならない」(同)とされる。しかし、ついで、(b)「商品の価格を実現しつつ商品の交換を媒介する」ことによって「連続的に機能する流通手段となる」と、一方では「その実質価値は……むしろ問題でなくなって来る」と同時に、他方では、「流通手段たる貨幣の量は、つねに商品の流通自身によって増減されざるを得ない」(同)——という、「貨幣量規定」上の変化が明確にされていく。そしてこの点を受けて、最後に、(c)「すでに商品の価値を実現したものとして、いわば価値の独立的存在物として商品一般に対立する地位を占める」「貨幣」へと進み、「この地位を与えられた貨幣」こそは、「流通過程における流通手段としての貨幣の量を、商品の流通の必要に応じて調節するものともなる」(45頁)として総括されるといってよい。

まさに以上のような「貨幣論構成」を前提としてこそ、最後に(ハ)「貨幣論の目標」が設定をみよう。すなわち、結論的には、「この章では、商品の流通を媒介する流通手段としての貨幣を中心にして……貨幣の種々なる機能を明らかにする」(同)として、「流通手段」の基軸性がやや唐突に断定されるが、その理由についてはこういわれる。つまり、「商品経済では……商品の価値と使用価値との内部対立が、貨幣と商品との外部的対立となる」のである以上、「社会的に行われる商品交換の過程は流通過程として明らかにされなければならない」(同)——からだ。まさしく「流通手段の基軸化」以外ではないが、このアングルが、すでに指摘した「貨幣量規定の重視」と同根であることは一見して自明ではないか。

続いて早速、このような「貨幣導入論」をふまえつつ、次に第2に②「貨幣の諸機能論」へと実際に入っていこう。そこで最初は(イ)「価値尺度としての貨幣」だが、まず(a)その「規定＝定義」はどうか。その場合、価値尺度機能の前提として重要なのは価値形態論における「貨幣形態」の位置づけであって、すでに前稿で確認した通り、それは何よりも「価値表現の主観性」であった。すなわち、「商品の価格は、商品が観念的に金になることであるから、現実金に金を貨幣としてこれに対立せしめるものではない」(旧『原論』46頁)ということに他ならず、まさにこのような認識に立脚してこそ「価値尺度」がこう定義される。

「しかしこの観念的に表示せられた価格は商品の所有者自身によって実現することは出来ない。貨幣の所有者によって購買される以外に方法はない。貨幣はかくして商品の価値の尺度となるのである。」(同)

みられるように、「積極的に商品を『購買』するを通して商品の価値を現実的に『実現』する貨幣機能」——こそが「価値尺度」だとされている。その点で、「価値尺度」を単なる「価値の金表示」に消極化する、『資本論』およびその通俗的解釈者とは、「価値尺度」理解において決定的な差があることが一見して自明であろう。まさにこの点こそ、宇野・価値尺度論への批判が集中したその理由だが、しかもその際さらに重要なのは、貨幣がこのような機能を果たし得る根拠に関連して、「貨幣たる金の価値も、他の商品と同様に、変動するものとして尺度となるのであって、それは決してこの機能を妨げるものではない」(同)と強調される点に他なるまい。というのも、宇野・価値尺度論のエッセンスが、このような、「商品—貨幣」の相互運動から発現するまさに「価格変動プロセス」にこそあるからであって、この側面にも、「貨幣論における価格役割の重要性」が垣間みられるように思われる。

そのうえで(b)「価値尺度の機能方式」が示されよう。つまり、価値を「尺度する」その現実的な「方式」だといってよいが、宇野の説明にはややその「二重性」が否定できない。なぜなら、まず、「元来、商品の価値は、貨幣で価格として表現されたからといって、それは決して価値をそのままに表現するもの」ではなく「価値以上にも、価値以下にも表現せられ得る」と一般論を述べた後、以下のように説明を加えるから——に他ならない。

「売手個人としては、その商品の価値を実現したと考えるにしても、そしてまた考えて

よいのであるが、客観的にはそうはいえない。価値以上に販売したこともなれば、価値以下に販売したこともなる。しかしそれも繰り返して行われる過程となると、それぞれの商品は、いずれも一定の基準によって売買されざるを得ない。」(旧『原論』46-47頁)

やはり、「価値基準の確定」⁴⁾に関してやや混濁が否定できないのではないかと。すなわち、「売手個人—客観的—繰り返し過程」という「3ポイント」のうち「どのポイント」に即してこそ「価値尺度」機能は把握されるべきなのか——に関して、宇野・価値尺度論には一定の「ふくらみ」が大き過ぎよう。こうして、宇野における「価値尺度方式論」の錯綜性が目立つ。

この点を前提として最後に(c)「流通手段への移行規定」がくる。さて、以上のように、「価値尺度機能」の基軸は、「観念的にその価値を金によって表示する商品を現実的に金に実現すること」(旧『原論』50頁)であったが、それはあくまでも「種々の商品について個別的になされる」以外にはない以上、「そこで問題は新たにこの個々の貨幣の所有者がいかにして貨幣を所有するに至ったかということに発展して来る」(同)とされていく。そしてそのうえで、「金の生産者を別とすれば、貨幣としての金は、何人の手にあっても商品の価格を実現したものといえる」(同)とすることによって、「貨幣を所有するに至った」その由来として「商品の社会的交換」の設定が、以下のように図られていくといつてよい。

「かくして貨幣は、個々の商品に対しては価値の尺度として機能しつつ、同時にまた商品の社会的交換を媒介することによって、流通手段として機能するのである。」(旧『原論』50頁)

要するに、「個別—社会」という、考察場面の関連性に即してこそ「流通手段機能」への移行が設定されていく⁵⁾。そこで次に(ロ)「流通手段としての貨幣」へ進むと、まず(a)「A商品の売買」では、この流通手段の機能的土台をなす「商品の売買の関連」が問題とされる。つまり「商品流通の連鎖形成」こそが注目されるといってよく、具体的には、「一商品の形態転換は、他の商品の形態転換と連鎖をなし、縦にも横にも無数の商品が、或いは直接に、或いは間接に関連しあって同様の過程を行いつつある商品流通の一環をなすものである」(旧『原論』56頁)という、「商品流通運動の連鎖性」がまず強調されるといってよい。

そして、まさしくこの「連鎖性」に立脚してこそ「流通手段の定義」も定義可能になるわけであり、例えば、「かかる個々の商品の形態転換過程を媒介しつつ市場に流通し、個々の商品のかかる過程を社会的に結合して、商品流通を形成せしめる」(旧『原論』56-57頁)という貨幣機能こそが「流通手段機能」に他ならない——とされるわけであろう。

それを受けて、ついで(b)「貨幣の流通」がくるが、ここでは、貨幣論に対する宇野の基本視角をなす「貨幣量問題」⁶⁾が焦点をなす。つまり、「各商品の形態転換を連鎖的に結合するものとしての貨幣量」に着目しつつ、それは、総体的には、「流通商品価格の増減」・「流通商品量の増減」・「貨幣流通速度の増減」の3ファクターに規定される点が示されていく。もちろんこの3点の指摘には何ら目新しい点はないが、ただその際にやや目立つのは、「商品の価格はもちろんのこと、貨幣の流通速度も単に貨幣によって決定されるものではない」ことからして「貨幣の側にかかる現象の原因を求めることは出来ない」(旧『原論』59頁)と判断し、そこから、「流通手段必要量の規定要因」をむしろ商品流通サイドに設定している点——ではないか。まさにその認識を重視してこそ、最終的に「流通貨幣量はしたがって商品の流通に応じて増減しなければならない」(旧『原論』60頁)という把握も設定可能となり、それが後に、「(貨幣としての)貨幣」導出の伏線となっていくのはいうまでもあるまい。

そのうえで、「流通手段としての貨幣にはそれに特有の形態、铸貨が生ずる」とともに「それにはまた流通手段の量に関して特殊な現象を伴う」(同)とされて、最後に(c)「C铸貨」が設定されていく。その場合、この铸貨規定の導出論理に関してはいわば通説と大きな相違はないが、念のため一応フォローしておけば以下になろう。つまり、「铸貨は、流過程で現実授受されているうちには、多かれ少なかれ摩損を免れない」が、しかし「かかる摩損された铸貨が、依然として同じ金量を有するものとして、流通の媒介をなす」以上、ここからは、「流通手段としての貨幣は、その実体的使用価値を目標とせられないで、流通手段としての形式的使用価値を目標として授受されるにすぎない」(旧『原論』61頁)——という特質が引き出される。換言すれば「流通手段機能の『金象徴性』」が設定されるといってよいが、ついで「最軽量目」規定をも踏まえつつ、この「価値の標章物」化を起点にして、「銀、銅等が金の標章として

補助鑄貨とせられると同様に、さらに進んで紙片も金鑄貨に代って流通手段として使用することができる。紙幣がそれである(旧『原論』62頁)として、「金鑄貨→銀貨→銅貨→紙幣」という「鑄貨形態の進展」が辿られていく。

そしてこのような「鑄貨規定導出」論に従ってこそ、宇野・貨幣論のライトモチーフをなす「量的規定」も提起されるのは当然であって、特に「標章化の極点」である「紙幣」に即して、例えば次ぎのようにいわれる。いわゆる「紙幣独特の流通法則」がこれである。

「それは金貨が流過程でその価値の標章となる範囲のことであって、国家といえどもその量を勝手に決定することはできない。金が鑄貨として流通手段として役立ち得る量は、商品の価値とその形態転換の速度とが与えられていれば、金自身の価値によって決定される。国家はこの金貨の流通量に代って紙幣を使用し得るにすぎない。」(同)こうして、「鑄貨規定」の特殊性が、その「量規定」サイドに即して総括されていよう。

しかしそれだけではない。この「量的規定」をさらなる接点にして、「流通手段機能」から次の「(貨幣としての)貨幣機能」への移行こそが目指されていく。すなわち、「流通手段としての貨幣は商品流通の半面としてその必然性に基づいて機能する」に過ぎず「したがってその量も商品の流通によって決定されるのであって、その調節は根本的には……貨幣たる金が、ある時は貨幣となり、ある時は地金としての商品となるということによって行われる」(旧『原論』63頁)——という基本原則がまず確認される。まさにこの点を跳躍台としてこそ、次の「貨幣」規定が導出をみるといってよく⁷⁾、例えばこう説明されていく。

「しかし流通手段として過剰となった貨幣は、もはや単なる商品となるわけではない。依然として商品自身に対立した地位にあり、いつでも商品を購入し得る資金としての機能を展開する。貨幣はいわば個々の特殊の商品の流通に対して一般的商品として『貨幣』となるのである。」(旧『原論』63-64頁)

以上を受けて最後は(ハ)「貨幣」に他ならない。すなわち、この「(貨幣としての)貨幣」としては、「第1は流通の外部に退いた蓄蔵貨幣、第2は流過程自身において商品に対立した独立の地位を占める支払手段としての貨幣、第3には地金形態としての世界貨幣」(旧『原論』64頁)という「三段の形態」が展開されるとするが、最初に(a)「A蓄蔵貨幣」がくる。そこでまずその「背景」が

示されて、「G-Wは……いつでも能動的に購買手段として発動し得る貨幣の機能である」ため、「このことから……必然的に貨幣は、それ自身富として商品に対立した地位を占めること」になり「貨幣はいつでも他の商品を買得る富として、その獲得自身を目的とするものになってくる」(同)とされる。こうして、「W-G-Wの過程は、出来ればW-Gで中断されて、Gのまま流過程から引上げられて蓄蔵せられること」になり、その結果、「貨幣は、絶対的なる商品として商品経済における致富欲の対象となる」(旧『原論』65頁)わけであり⁸⁾、「蓄蔵貨幣」規定が設定をみるといってよい。

そしてそれをふまえてこそ、次にその「特質」へと立ち入っていく。つまり、「いつでも商品を買得る富というのは、もはや単なる使用価値としての富」ではなく「特定の内容を持たない一般的富である」(同)以上、そこには独特な固有性が発現をみるとされる。ヨリ内容的にいえば、「貨幣としての富はそのままでは消費せられないで無限に蓄積せられ、増加せられる形態を与えられている」(旧『原論』65頁)ということに他ならず、この「無限の蓄積＝増加性」にこそ「蓄蔵貨幣」の特質が求められるが、さらにこう整理できよう。

「一定量の貨幣は、質的にはいかなる商品にも転換せられ得るが、量的にはいかにほどの商品しか購入し得ないのであって、その蓄積は、その性質上無制限に求められる傾向にある。そこにはいわゆる限界効用は存在しない。」(同)

この点に立脚しながら、最後に「支払手段機能」への「移行」が示される。つまり、「もちろん、蓄蔵貨幣は、流過程から絶対的に引上げられるのではない」点が確認されつつ、そこから、「いつでもG-Wの過程を遂行し得るものとして蓄蔵せられる」点の重要性こそがまず示されよう。そしてそのうえで、「しかしたかかかる蓄蔵貨幣の形成を可能ならしめるものは、同時に貨幣の新たな機能をも展開する」(同)として「支払手段」へと動く。

そこで(b)「B支払手段としての貨幣」に進むが、最初にまずその「背景・定義」が問題となる。すなわち、直前に説明された「蓄蔵貨幣」を前提として、「蓄蔵貨幣の形成そのものがW-G-Wの過程をW-Gで中断することによって行われるとすれば、このことはまたW-Gの過程を経ないでG-Wを実現し、あとからW-Gをもってこの形態転換の過程を補うということも行われ得るものとしなければならない」(旧『原論』66頁)という事態がまず設定される。要するに、「商

品W'を貨幣なくして購入し、後に……その商品Wを販売して得た貨幣をもってその代価を支払う」といういわゆる「掛売買」⁹⁾に他ならないが、そうなると、このような「債権者—債務者」間で動く貨幣は、それは「単にWのW'への転換の媒介物としてでなく、貨幣そのものとして要求せられる」(同)以上、ここからこういわれる。

「(この)貨幣はここではもはや単なる流通手段ではなく、支払手段として機能する。」

(同)

みられる通り、既存の「掛売買＝信用取引」を前提として、債務者から債権者への債務返済に伴いつつ、「貨幣そのものとして要求せられる」貨幣こそ——「支払手段」だとされていよう。まさしくそれは、「流通過程自身において商品と対立した独立の地位」を占める。

それをふまえて次に、「支払手段の特質」が概略として以下の3論点に即して示されるといってよい。すなわち、(A)「支払いの集中」——「支払いは互いに清算されて」貨幣が節約され、極限的には「一片の貨幣をも使用することなく、決済され得ることにもなる」こと(同)、(B)「信用貨幣の発生」——「債務証書自身が支払いの手段として貨幣に代わって使用せられ得る」という「信用貨幣」は、「かかる支払手段としての機能を基礎にして発生した」(旧『原論』67頁)こと、(C)「貨幣恐慌の可能性」——「この連鎖が中断でもされると、急に信用の攪乱を惹起し、いわゆる貨幣恐慌となってあらわれる原因ともなる」(同)こと、これである。まさに「支払手段」機能があつその理論的広範性ではないか。

そのうえで、最後に「移行規定」が置かれるが、宇野は以下のような移行ロジックを組み立てる。つまり、一方的に支払いが義務付けられて強制される「支払手段」機能はそのための「準備金」を不可避にするが、このような目的で「準備される貨幣」は、まず一面では、「蓄蔵貨幣と同様に絶対的な富の性格を与えられる」(同)。しかし他面で、「それは蓄蔵貨幣のように流通の外部に蓄積されるにしても、やがて流通に投ぜらるべきものであり……蓄積自身が目標」となるわけではなく、「いわば止むを得ざる蓄積」であり、その点で「いわゆる資金の性格を明らかにして来る」(旧『原論』68頁)といつてよい——のだ。そしてこの点を論拠にしてこそ、「同時にこのことは支払手段としての貨幣自身が流通外から、或いは金の生産によって、或いは外国からの輸入によつ

て、与えられ得るものであることを示している」(同)ことを説明し、結局ここから、次への移行がこう設定されていこう。

「……この機能は一国の市場に流通する貨幣量の増減を原始的に調節する途となるのである。国内的には支払手段としての機能も必ずしも金貨幣たることを要しないのであるが、国際的にはそれは金、或いは銀のごとき実質的に貨幣たる物質をなすものでなければならない。貨幣はかかる金或いは銀として世界貨幣となる。」(同)

こうして(c)「世界貨幣」¹⁰⁾に入る。さて、この「世界貨幣」の概観はいまみた「支払手段」末尾においてすでに与えられていたといってもよいが、改めてこう「定義」される。

「世界貨幣としての金は国内流通で与えられた鑄貨形態を棄てて価値尺度として機能したときと同様に、再びまた素材としての資格において、しかもはやポンド、ドル、円等としてではなく、地金としての重量名をもって現れる。……貨幣は、本来の概念に一致した、商品中の一特殊商品が一般的商品の形態を与えられたものに復帰するわけである。」(旧『原論』68-69頁)

したがってやはり明瞭であろう。たしかに「国内」とか具体的「通貨名」という表現は気にはなるものの、「世界貨幣」規定の基軸的規定そのものとしては、それが、「地金としての重量名」をもつところの、「本来の概念に一致した、商品中の一特殊商品が一般的商品の形態を与えられたものに復帰する」という点にこそ求められている——のは疑い得ない。その点で、「国内—世界」¹¹⁾関係と、この「特殊—一般」関係との相互関連性がなお問題点として残されるが、宇野「世界貨幣」論の「概念規定」に関しては一応明確だといってよからう。

ついで「世界貨幣」の「機能」だが、それについては、やや具体的過ぎる役割がいわば「無造作に」列挙されていく。すなわち、「商品交換の不均衡を補ういわゆる取引差額の支払手段」・「原始的な購買手段」・「賠償金等に見られるように富を移転するもの」(旧『原論』69頁)、などに他ならないが、まさにこの具体例に立脚しつつ、宇野・貨幣論体系の基本視角をなす「貨幣量規定」に即して、最終的には次のようにいわれるのであろう。要するに、「金の生産と共に各国の貨幣量を原始的に調節するものとなるわけである」(同)ののだと。

以上を受けて、最後は「移行規定」が示されるといってよい。具体的にロジックを追うと、まず最初に、「流通手段としての貨幣」における購買手段機能が

「W-Gの過程で商品が貨幣に転換されたもの」であったのに反して、「世界貨幣は……同じく購買手段としても単にW-Gの結果としての貨幣とはいえない新たな出発点である」(旧『原論』70頁)事態が押さえられる。換言すれば、「いわば流通の外部から来た貨幣をもって商品を購入する」ことに他ならないが、そうであれば、そこからは、「買うために売るW-G-Wから、売るために買うG-W-Gの新たな流通形式を展開する」ことが導出されざるを得ない。そして、それは、「Wに対するW'と異って……同じ使用価値の量的増加を示す(同)としてこういわれる。

「この形式は、しかしW-G-W'と異って、出発点と終局点とは同じ貨幣であるので、それはより多くの貨幣とならなければ意味をなさない。そこでG-W-G'として、一定量の貨幣を投じてより多くの貨幣を得るために行われる売買となり、貨幣は新たな機能を与えられる。……Gに対するG'は同じ使用価値の量的増加を示すのである。それはもはや単なる貨幣ではない。貨幣として機能しながらより多くの価値となるものとして資本となるのである。」(同)

こうして「貨幣」は「資本」への「転化」を実現しよう¹²⁾。まさに「第3章資本」への移行であって、宇野・貨幣論は、この「貨幣の資本への転化」においてそのロジックを閉じる。

【3】宇野・貨幣機能論の特質 では、このような展開内容をもつ宇野・貨幣機能論の③「特質」はどのように整理可能であろうか。そこで、その「特質」の第1としては何よりも①その「形態的性格」が際立っていよう。言い換えれば、貨幣論の展開を「労働実体」とは独立に「形態独自の展開」として純化・整理する視角に他ならないが、例えば『資本論』の場合と比較してみると、その特質は次の2点において特に目立つ。すなわち、まず1つは「価値尺度機能」に関してであり、商品論においてすでに「価値の実体規定」を与えてしまった『資本論』にあつては、この「価値尺度機能」が「価値実体の単なる価格表示」という空疎な「同義反復」に貶められていた——のに対して、宇野・価値尺度論においては、重大なその理論的進捗が確認されるといってよい。というのも、宇野体系にあつては、その実体規定から独立に「価値規定」を設定しつつ、そのうえで、貨幣の商品への積極的働きかけ作用に即してこそ「貨幣による商品価値の実現」が提起される——からに他ならない。そしてもう1つは「流通

手段機能」が指摘されてよく、そこでは、「価値の実体規定」から離れていわば「形態的」に運動する面からこそ、「流通手段」の商品交換媒介機能が行動論的に設定されている。その点で、宇野・「流通手段機能」論のこのような「形態的視角」は、「生産過程—価値実体規定」と密着させて「流通手段」を論じる『資本論』「流通手段機能」とはやや異質なのであって、ここからも、宇野・貨幣論の「形態的性格」が浮かび上がろう。こうして、取り分け「価値尺度」論および「流通手段」論において、宇野・貨幣論の「形態的性格」が顕著であり、その点に、『資本論』からの独自性が検出されてよい。

こう判断してよければ、宇野・貨幣論におけるこの「形態的性格」が、すでに明確化された「商品価値規定の形態的性格」に由来するのは自明であろう。つまり、それは、「商品—貨幣—資本」を全体として「流通形態の展開」と把握する、宇野体系における「流通形態視角」の当然の帰結だというべきであって、まさにこの「流通形態視角」の一環としてこそ、宇野体系の「形態論型・貨幣論」はその体系的位置づけを確保しているわけである。

そのうえで、宇野・貨幣機能論の第2の「特質」として②「移行必然性の明瞭化」が指摘されてよい。もう一步立ち入っていえば、大きくは「A価値尺度→B流通手段→C(貨幣としての)貨幣」間の移行、また細かく考えれば、「貨幣」における、「Ⅰ蓄蔵貨幣→Ⅱ支払手段→Ⅲ世界貨幣」間の移行、に関して、明確な「移行規定」が配置されている——ことに他ならない。すなわち、やや具体的に指摘すると、「A→B」については「個別的→社会的」が、次に「B→C」に関しては「量的調節作用」が、さらに「Ⅰ→Ⅱ」に関しては「蓄蔵→信用売買」が、最後に「Ⅱ→Ⅲ」においては「国内→国際」が、それぞれ「移行規定」の中軸に設定されていよう。もちろん、後に検討するように、それぞれの「移行規定」が統一化されているとはいえない——そしてそこには難点が残されているが——が、それにしても、宇野・貨幣機能論において、いくつかの「貨幣機能」の間に、その「移行規定」を設定しようとする意識的試みが存在すること——はまさしく明瞭に検出可能ではないか。

したがってこう整理できよう。すなわち、貨幣論を「形態的視点」から統一的に把握するという基本的な「特質」を土台として、そこから、貨幣諸機能の「形態的統一性」確定の試行が、各機能相互間における、その「移行規定」の明

瞭化に連結している——のだと。

そのうえで、宇野・貨幣機能論における第3の「特質」は③「量的規定の重視」ではないか。つまりそれは、立ち入っていえば、貨幣諸機能の分析に際してその「量的視角」に特別に強い光を当てるという方向性以外ではないが、具体的に振り返れば、宇野・貨幣論の随所に確認可能なのであって、例えばまず貨幣論のイントロダクションにおいて、「交換を媒介する貨幣は、常に商品の交換量に応じてその量が問題」となり「一定量の貨幣がなければならない」(旧『原論』44頁)として、貨幣論の基本スタンスが「貨幣の量規定」に設定されていることを手始めに、さらに貨幣論の展開において以下のような説明が目立つ。

すなわち、(イ)「価値尺度→流通手段」への移行規定——「貨幣は、この(価値尺度)機能のためには社会的に全商品の総価格に対応した一定量を必要とするということにはならない」が、「しかしそれはいわば個々の貨幣所有者の個別的な事情によるもの」(旧『原論』50頁)であって、「流通手段たる貨幣の量はつねに商品の流通自身によって増減されざるを得ない」(旧『原論』44頁)こと、(ロ)「必要流通手段量」定式——「流通商品の価格は、商品価値の増減のためか、或いは流通商品量の増減のためにも、増減するわけであって、その流通の媒介に要する貨幣量は当然増減せざるを得ない」(旧『原論』58-59頁)こと、(ハ)「流通手段→(貨幣としての)貨幣」への移行規定——流通手段の「量も商品の流通によって決定せられるのであって、その調節は根本的には……貨幣たる金が、ある時は貨幣となり、ある時は地金として商品となるということによって行われる」(旧『原論』63頁)こと、(ニ)「世界貨幣の機能」——「国際的商品交換」における「世界貨幣としての金」は「金の生産と共に各国の貨幣量を原始的に調節するものとなる」(旧『原論』69頁)こと、などに他ならず、「貨幣の量規定」が貨幣論ロジックの枢要点の中に見事に設置されている。

したがって、宇野・貨幣機能論にあつては、この「量規定」が特別の重みをもって配されていることが明瞭ではないか。その意味で、それは、宇野・貨幣論の不可欠の特質を構成している。

II 宇野・貨幣機能論の意義と問題点

[1]宇野・貨幣機能論の位置 さて、ここまでで宇野・貨幣論の内容をやや詳細にフォローしてきたが、以上のような内容把握を前提として、以下では、宇野・貨幣機能論の「意義—問題点」にまで立ち入っていくことにしたい。そこで、最初にそのための下敷きとして、まず宇野・貨幣論の(1)「位置」を手短かに振り返っておこう。いま改めて宇野・貨幣機能論の体系的位置を確認してみると、その焦点は、何よりも、「流通形態論」のいわば「中間項」を占める点——にこそ求められてよい。周知の通り、宇野原理論体系の際立った特質の1つが——そしてその画期的な成果が——、「商品—貨幣—資本」を「生産過程」から独立した「流通形態」としてまず把握し、そのうえで、この「流通形態」によって包摂された「生産過程」をついで「資本制的生産」として解明するという篇別構成にあるが、当面の「貨幣論」こそは、この「流通形態規定」のいわば「第2段階規定」をこそなしている。

したがってこういうべきであろう。すなわち、「流通形態の第2規定」たるこの「貨幣機能論」の「位置」も、まさにこの点に即してこそ判断されるべきであって、それは、この貨幣機能論こそ、「形態による実体の包摂システム」の解明作業における、まさしく「第2プロセス」を担っている——のだと。換言すれば、この宇野・貨幣機能論は、一面では、すでに完了した「商品形態」規定を継承しつつ、他面では、次につながる「資本形態」規定を視野に入れながら、現実的には、「形態による実体の包摂システム」を「貨幣機能」に即して解明する、その「第2作業」に相当しているとこそ「位置づけ」されるべきであろう。

[2]宇野・貨幣機能論の意義 では、このような宇野・貨幣論の「位置」を基準にすると、まず(2)宇野・貨幣機能論の「意義」はどう整理できるであろうか。そこで第1の「意義」としては、何よりも①「貨幣機能の形態的把握」こそが特筆されてよい。つまり、それは、貨幣機能の展開を社会的物質代謝過程とは独立に扱うということであって、具体的には、貨幣機能の土台に「生産過程＝実体規定」を前提とはしない——という処理に他ならない。その意味で、貨幣を「純粋な流通形態」として展開する点にこそ問題の焦点がある。

その場合、貨幣を流通形態として純化する、宇野体系のこのような「形態論的貨幣把握」の基礎が、いうまでもなく、「商品規定の形態論的純化」という「宇野・商品形態論の絶大なる成果」にこそあるのは自明であって、商品形態がまず「形態論」に純化されたからこそ、そのさらなる形態論的発展の帰結として、「形態論型・貨幣機能」が設定可能になったのはいうまでもない。そしてこの側面に即して比較すると、貨幣を「社会的物質代謝過程」のいわば単なる「ヴェール」としてしか理解し得ない古典派経済学はもちろん、——その分析を商品論から開始することを通して「商品規定の形態性」への道を拓いたにもかかわらず——冒頭商品論での「価値実体規定」に制約されて貨幣機能の自律的展開に限界を残した『資本論』にも、貨幣論としての難点がなお否定できないことが分かる。というのも、貨幣機能の基盤に「価値実体規定」がリジットに前提されてしまえば、貨幣の商品への積極的な働きかけを通してこそ、商品流通が現実的に形成されつつ商品価格の変動と収束が実現されていく——という貨幣機能の運動的作用は如何せん解明し難いからに他ならない。集約的にいえば、貨幣機能の「底」に実体規定が残されている限り、商品関係から導出されつつ商品関係に対して積極的に働きかけて商品関係をさらに現実化していく——という「貨幣の能動的機能」は解明できないというべきであって、この点の突破こそが、宇野・貨幣機能論の「意義」としてまず絶大ではないか。したがって、このポイントがまず全体の基調をなす。

しかもそれだけではない。なぜなら、まさにこの「貨幣論の形態論的整備」を前提にしてこそ、ここから「貨幣の資本への転化」が形態論的に設定され、さらにその延長線上に「資本形式論」が「形態規定」とし位置づけられる——からであって、宇野・貨幣論の「形態論的整備」は、「商品—貨幣—資本」からなる「流通形態規定体系」における、その枢軸を構成しているのである。要するに、「貨幣機能の形態的把握」の「意義」の大きさが確定可能であろう。

ついで、宇野・貨幣機能論の「意義」の第2として、②「貨幣機能の個別的・機構的把握」が指摘されてよい。その場合、この「個別的・機構的把握」は、いま確認した「形態的把握」のいわば裏面だと理解してもよいが、約めていえば、それは、「貨幣が商品に積極的に働きかけることによって商品流通運動を機構的に構築していく」構造をこそ意味していよう。繰り返し指摘した如く、「商

品規定」を超えた「貨幣規定」の特質・役割が「商品流通運動の現実的編成作用」にこそ設定されてよい限り、貨幣機能分析の焦点が、「貨幣による、商品流通運動の媒介作用」に帰着するのは自明だが、その際、このような「媒介作用」を現実的に解明するためには貨幣機能がまさに「個別的・機構的」に分析されざるを得ない——のは余りにも自明ではないか。そして、このような「個別的・機構的」把握を可能にする基礎基盤こそ、すでにチェックした「形態論的貨幣把握」以外でないことも同時に自明である以上、貨幣機能が「労働実体」によって予めその行動が確定されているような「実体的視角」に制約を受ける限り、そこから、この「個別的・機構的」作用が発現し得ないのも明瞭だといってよい。したがって、宇野体系の「形態的視角」こそが、このような宇野型「個別的・機構的貨幣理解」を支えているという関連にも十分な注意が必要ではないか。

こうして「個別的・機構的」視角の不可欠性が一目瞭然だが、逆からいえば、古典派経済学はいうまでもなく、一定の画期性を実現した『資本論』にあっても、繰り返し指摘されるように、「価値の実体規定」が貨幣機能論の土台になお強く残存したため、それに掣肘をうけて、貨幣機能論の「個別的・機構的」整備にもさらなる洗練化の余地が残された。その意味からしても、宇野・貨幣機能論における、「形態論的貨幣把握」に立脚した、「個別的・機構的」純化の「意義」がより強く確認されざるを得ない——ように思われよう。

まさに以上2つの基本的意義に基づいてこそ、宇野・貨幣機能論の第3の「意義」が、以下のような③「貨幣機能展開」において具体化されていく。すなわち、その典型的例として、「価値尺度」機能と「貨幣としての貨幣」機能とが指摘されてよいが、まず「価値尺度」に関しては、『資本論』における、「価値尺度機能の、金による単なる価格表現への還元」からの、その画期的飛躍がみて取れる。周知の通り、『資本論』の価値尺度機能では、価値の実体規定に制約されて、価値が労働実体のいわば単なる「反映」へと消極化されるため、「貨幣による商品価値の尺度」という価値尺度機能も、「価値の、価格としての『値付け作用』＝「価値の、価格表現のための『金属材料の提供』」という形式的・消極的なものに止まっていた。そしてこれでは、価値形態論最後の「貨幣形態」規定と少しも変わりはなく、したがって、貨幣機能論としての「価値尺度機能」を何ら意味し得ないという基本的な疑問を残した。

これに対して宇野・価値尺度機能論は、先に確認したその「個別的・機構的」視角によって、以上のような『資本論』の限界を大きく超えるものになっている。つまり、貨幣機能が、「価値実体規定」からは独立して商品交換を現実的に媒介する主体的機能体として整備されているため、商品流通運動を編成していく「貨幣機能」の、その「個別的・機構的」役割がまさしく積極的・能動的に導出可能になっているのだ—— といってよく、まさにこの土台上でこそ、「積極的な購買を通して、観念的に表示された商品価値を現実的に評価すること」という、宇野・価値尺度機能のすぐれて画期的な定式化が可能となったわけであろう。

こうして、単に貨幣機能論としての成果のみならず、原理論体系全体を貫く、「資本主義における『価値表現＝価値実現方式の特殊性』」解明にまで連結するものとして、この宇野・価値尺度機能論のその大きな意義が検出されてよいが、その場合、くれぐれも重要なのは以下の点に他ならない。つまり、以上のような宇野・価値尺度機能論の成果はまず何よりも「個別的・機構論的貨幣把握」を前提とするが、さらにその基盤には、「商品論での価値実体規定論排除」に立脚した「形態論的貨幣把握」こそが存在する点—— これである。

そのうえで、宇野・貨幣機能論の画期的成果の第2典型例は「貨幣としての貨幣」論に他なるまい。その場合、取り分け「(貨幣としての)貨幣」から「資本」への移行規定が注目し、そこでこそ、宇野・貨幣機能における「形態的・個別的・機構的」成果の発現が一層濃厚だと思われる。つまり、すでに具体的にチェックした通り、この「貨幣の資本への移行」論では、「自由に使用可能な貨幣」(「世界貨幣」＝「資金」)を流通圏外部から流過程へと主体的に「持ち込み得る」個別主体の立場に立った場合、そこには「どのような動機」が発生しつつ、その貨幣は「どのような運動」を展開する不可避性を持ち、その結果、その貨幣は「どのような規定性」を新たに纏うに至るか—— が図式化されていく。

換言すれば、「流通界外部に自立化した貨幣が再び流通界へ復帰する」場合には、新たに「どのような動機・行動・規定性」が必然的に開示されてくるかが、まさしく「個別主体」の立場から、「形態的・個別的・機構的」に解明されているといつてよい。その意味で、宇野・貨幣機能論の多面的な「意義」がここに見事に凝縮をみているとも判断可能であり、したがってその点で、この

「貨幣としての貨幣」論が、宇野・貨幣機能論の成果が典型的に表出した、1つの顕著なケースをなすことに対しては、もはや異論がないように思われる。

〔3〕宇野・貨幣機能論の問題点 そのうえで③宇野・貨幣機能論の「問題点」の検討へと急ごう。そう考えると、最初に第1に、各貨幣機能規定に関して、①「個別的問題点」が無視できない。いまざっと各機能における「疑問点」の列挙を試みると、まず(イ)「価値尺度機能」では、「価値尺度機能の確定時点」の説明がやや動揺しており、具体的にいえば、「売手個人」の立場からして、「1回の購買行動」でも「確定した」といえるのか、そうではなく「客観的には」、「繰り返しの購買行動」によって一定の基準点が形成されて始めて「確定した」というべきなのか——が不明確ではないか。先ずこの点に注意したい。

ついで(ロ)「流通手段機能」に移ると、「価値尺度」からこの「流通手段」へと移行する際の「移行規定」に関してなお問題が否定できない。すなわち、「貨幣は、個々の商品に対しては価値の尺度として機能しつつ、同時にまた商品の社会的交換を媒介することによって、流通手段として機能する」(旧『原論』50—51頁)とされるが、「価値尺度→流通手段」の移行関係を、このように、「価値尺度＝個々の商品」に対する「流通手段＝社会的交換」という、「個別的—社会的」関連で考えてよいだろうか。もちろん、その疑問は、「流通手段機能は『社会的』関係に即してのみ理解可能であり、したがって『個別的』関係では把握できない」というポイントに関わるといってよく、もしそうなってしまえば、宇野体系の基本的成果としての「個別的貨幣視角」は一挙に崩れてしまう。そしてその結果、「流通手段—社会的物質代謝過程」を接合するような『資本論』型欠陥へと落ち込むことにもなって、宇野・貨幣機能論の中に大きな難点を持ち込んでしまうのではないか。

さらに「(貨幣としての)貨幣」へ入るとどうか。そこでまず(ハ)「蓄蔵貨幣」では、その端緒の契機がやや不明確のように思われる。すなわち、宇野は、「個々の商品の形態転換 $W-G-W'$ は、…… $W-G$ と $G-W'$ とに分離し得る」としつつ、「 $W-G-W'$ の過程は、出来れば $W-G$ で中断されて、 G のまま流過程から引上げられて蓄蔵せられることになる」(旧『原論』64—65頁)としていわば「唐突に」説明するが、個々の商品取引者からすれば、最初から意識的・無前提的に、「 $W-G$ 」と「 $G-W'$ 」とを「分離」することによって貨幣を「流過程から引上

げ]ようとするはずはあるまい。というのも、個別的な商品取引当事者の「個別的動機」からすれば、出来る限りの「速やかさ」をもって円滑に売買行為を進めようとする限り、何らの「アクシデント」もなしにこのような「中断と引上げ」が生じる必然性はない以上、宇野のロジックには、そこを埋める論理環が不足している——という以外にはない。そのうえで(二)「支払手段」だが、ここでは、——「蓄蔵貨幣」との内的関連性において——「支払手段」展開の土台をなす「信用取引」の発生条件が欠落しているように思われる。やや具体的にいえば、特に「債権者」に関して、彼/彼女は「何を根拠として」——貨幣を直ぐに受け取ることなしに——商品を相手に引き渡し得るのが明確ではない。しかもそれを、直前の「蓄蔵貨幣」論から必然性をもって説く必要があるのだが、宇野の説明にはそれが欠けていよう。要するに、「蓄蔵貨幣→支払手段」への媒介規定に関してなお難点を抱えている。

こうして最後に(ホ)「世界貨幣」¹³⁾がくる。この「世界貨幣」論は、論理的には全体として非常に優れていると評価できるが、繰り返し指摘されていくように、「世界」という限定詞に「引き摺られて」ここに「一国—世界」という図式を重層させることは、どんなに割り引いて判断しても妥当ではあるまい。つまり、どれ程注釈を加えたとしても、「純粹資本主義の運動法則解明」を目的とした「経済学原理論」の中に、「一国—世界」という区別などが顔を覗かせる「はずはない」。したがって、「釈迦に説法」という感を否定できはしないが、宇野・世界貨幣論においては「世界貨幣論の原理的整備」という課題が如何せん残されている——というべきではないか。まさしく、この点を巡る論争が華々しい所以であろう。

続いて、宇野・貨幣機能論における第2の「問題点」としては、②「貨幣機能論における構造化不足」が指摘されてよい。その場合、この「構造化不足」とは、まず総体的に言えば、「貨幣論の各機能はどのような『構造』に即して解明されるべきか」が不明瞭だ——ということの意味するが、そのうえでさらに細分すると、この問題点には以下の3側面が包含されているように思われる。そこでまず(イ)「第1側面」は、やや大きく捉えて、貨幣論の大区分を構成する「価値尺度—流通手段—(貨幣としての)貨幣」間の組み立てをどう理解するかという点であろう。まさにこの3者の相互関係については、宇野・貨幣論に

よる明示的な開示がないという他はなく、例えば、「流通手段としての貨幣もかかる価値尺度としての機能を基礎とする」(旧『原論』44頁)とか、「(貨幣としての貨幣は)すでに商品の価値を実現したのものとして、いわば価値の独立的存在物として商品一般に対立する地位を占める」(旧『原論』45頁)などと断片的に指摘されたうえで、単に、「商品の流通を媒介する流通手段としての貨幣を中心に……貨幣の種々なる機能を明らかにする」(同)と述べられるに過ぎない。こうして、「価値尺度—流通手段—貨幣」相互間の構造化が極めて弱い。

そのうえで(ロ)「第2側面」として、「(貨幣としての)貨幣」における3機能たる「蓄蔵貨幣—支払手段—世界貨幣」相互の構造的関連も同様に明確ではあるまい。そこで、この点に関する宇野の指摘を探ると、もちろん確かに、次のような叙述がないわけではない。

「……商品に対立した『貨幣』としての貨幣は、また三段の形態を展開する。まず第1は流通の外部に退いた蓄蔵貨幣、第2は流通過程自身において商品に対立した独立の地位を占める支払手段としての貨幣、第3には地金形態としての世界貨幣である。」(旧『原論』64頁)

しかしこれでは、「三段の形態」をその性格に即して特徴化しただけに止まり、3者の相互連関を「構造的」に位置づけたとはとてもいえない。したがって、「蓄蔵貨幣—支払手段—世界貨幣」の3機能が、「個々の特殊の商品の流通に対して一般の商品として『貨幣』となる」(同)という共通性の下で、「機能的」にいつてさらにどのような「構造的役割」を担うのか——という点への配慮が欠けている。まさにこの面での「構造化」が不足であろう。

こう考えると、この「構造化不足」という宇野・貨幣論の問題点は、結局(ハ)「第3側面」として、「貨幣の量規定」を貨幣機能論のライト・モチーフに配置する——というその基本視角にこそ帰着するのではないか。すでにそれぞれの個別的な箇所において何度も指摘してきた通り、——明示的な言及はないものの——宇野・貨幣機能論にあつては、各機能の具体的内容あるいは各機能間の移行規定において、この「量規定」が極めて重要な位置づけを占めてきた。しかし、この宇野型「量規定重視」視角には基本的な問題性が否定できないのであつて、まず1つとして、「量規定」とは本来、「個別主体」の現実的「行動動機」に関わる規定ではあり得ず、あくまでも「総体的・結果的」にし

か導出し得ない規定である限り、「形態的・個別的・機構的」視角をこそ重視すべきこの「貨幣機能論」にあつては、そもそも「量規定」はその存立根拠をもつてはいまい。しかも、まさに宇野体系こそがこの「形態性・個別性・機構性」を解明したという意義を享受しているのであつてみれば、宇野・貨幣機能論における「量規定の重視」は、一層その不釣り合いの程度が大きい。

しかしそれだけではない。さらにそれに加えて、次に2つとして、このように「量規定重視」に足を掬われたからこそ、それに制約されて、「貨幣論の構造化」探求への指向がそれだけ弱められたのではないか。要するに、大きな問題性を孕む「量規定への過度の傾斜」に束縛を受けてこそ、宇野・貨幣論におけるその「構造化不足」が発現したように思われる。

そして第3に、宇野・貨幣機能論の最後の「問題点」は③「価格役割の弱体性」¹⁴⁾ではないか。すなわち、「商品形態→貨幣形態→資本形態」という「流通諸形態の全体系」に占める、「貨幣形態論」のその役割明示が極めて弱い——ということに他ならないが、さらに換言すれば、「貨幣機能論—価格の役割」に関わる、その相互関係分析が欠けているのだといつてもよい。ここまででフォローしてきたように、貨幣論に先立つ「価値形態論」においてすでに「価値の価格としての表現」システムが解明され、ついで貨幣論に入るとその冒頭で、この「価値の主観的表現」の現実的「実現」機能としてこそ「価値尺度」が解明をみた。したがって、このような展開においては、まさに「価格形態」こそがそのロジックの軸に置かれてきた点が否定できないが、宇野・貨幣機能論にあつては、その「流通手段」次元以降になると、この「価格役割」は見事にその姿を消してしまう。一体、「流通手段機能」以後においては「価格役割」はどうなってしまったのだろうか。その点に関する叙述は全くない。

まさにここに、宇野・貨幣機能論がもつ無視し得ない問題性があるといわざるを得なく、——「量規定」がいわば「総体的」次元に関わるのに対して——「価格役割」こそは「個別主体」の「形態的・個別的・機構的」次元を端的に規定するものである以上、「貨幣機能—価格役割」の関連分析は、貨幣機能論の緻密化にとって何よりも不可欠だといえよう。その点で、宇野体系では、「価格役割論」が「量規定論」によって代替された感すらあるが、その補正が必要ではないか。こうして、宇野・貨幣機能論が「価格役割論」の再構築を呼びかけている。

Ⅲ 貨幣機能と価格の役割

[1]貨幣機能論の体系化 以上までで検討してきた宇野・貨幣機能論を前提にして、そこに残された未決点への解答を試みつつ、一定の問題提起を提出していきたい。そこで最初に(1)「貨幣機能論の体系化」はどうか。まず①「価値尺度機能」から入ると、いうまでもなく、商品論・価値形態論の「貨幣形態」がその前提をなし、そこで得られた、「貨幣＝全ての商品からの交換要請商品(全ての商品に対する交換可能商品)」という規定が全体ロジックの出発点をなす。そして、このような特質をもつ貨幣のまず最初の現実的機能としてこそ「価値尺度機能」が発動されるのであるから、それが、「貨幣の現実的な購買行動を通じた『価値の実現化』機能」として定式化できるのはいうまでもない。したがって、貨幣によるあくまでも「現実的購買」を通じた「価値の実現＝評価」こそが重要であって、『資本論』のような単なる「価値表現材料の提供」に止まっているはその意味がない。

まずここまでは、優れた宇野・価値尺度機能論によって解明し尽くされているが、なお残されている難問は、「価値尺度の確定時点」の問題だといってよい。例えば宇野・旧『原論』では、それは「売手個人一客観的—繰り返し過程」の3通りにおいて示されつつ、結局「どこの時点で価値尺度が行われたのか」——は不明確なまま放置されていた。しかし、この問題に対しては以下のように理解すべきではなかろうか。すなわち、「流通形態論」としての「貨幣機能論」においては、その篇別構成的特質からして、「価値尺度機能」の「仕組み」がまさに「形態的に説明される点に限定されるのだから、「客観的および繰り返し過程」という方向性は本来問題になり得ない。それらは、むしろ原理論体系のこれ以降の部分(例えば「資本形式論・生産過程論・生産価格論」など)で解明されるべき課題であって、この「価値尺度機能」論においては、「価値尺度機能」のその「形態的仕組み」に即して、まさに「売手の立場」から「一回ごと」の行為としてこそ設定されるべきだ——と思われる。

ついで②「流通手段機能」へ移るが、ここではまず「価値尺度→流通手段」の「移行規定」が注目されよう。その際、宇野は、「価値尺度・視点＝個別的」に対する「流通手段・視点＝社会的」という「視点転換」を移行規定として採用し

ていたが、そうしてしまうと、「個別性」という——宇野体系によって確定された——「貨幣論の基軸」が崩れてしまう以上、この「個別的→社会的」という移行規定は導入し難い。そうではなく、あくまでも個別経済主体立脚を堅持したうえで、「価値尺度機能＝購買(G-W)」を実行するためにはそれに先立って予め「販売(W-G)」を行っていることが必要であることを示すことによって、まず個別主体を基軸とした「W-G-W'」を設定し、それに基づいてこそ、「W-G-W'」範式における「G」が、すでに単なる「価値尺度機能」主体を超えて新たな「流通手段機能」の担い手になっている——点を示すべきではないか。要するに、何よりも、流通手段規定に関わるその「個別性」を重視したい。

こうして、「価値尺度機能」を「個別主体」の「全取引行程」(W-G-W')にまで「拡大」することによって、「流通手段機能」をいわば独立に導出し得る。まさにこれを通して、「流通過程に滞留しながら商品流通を媒介する機能」という、第2の「貨幣機能」が設定されていく。

そのうえで③「(貨幣としての)貨幣」へ進み、最初に、(イ)「蓄蔵貨幣」が「流通界外部への引上げ」機能として提示される。まさにその「富としての絶対性」や「蓄積の無限性」などが特徴的だが、その場合、このような「流通外部への流出」を帰結させる条件については、なお説明が不足していよう。例えば、宇野体系にあっても、「W-GとG-W'との分離可能性」と「Gの自由な購買可能性」との2点が指摘されるだけで、そもそも「流通外部への貨幣引上げは何を条件として発生するのか」は明瞭ではない。しかしこの「2点」はあくまでも「貨幣流出」の必要条件に過ぎず、この「流出」をさらに現実的に明らかにするためには、取引環境の変動に伴う、「W-GとG-W'の不可避的分離の発生」をまず示したうえで、ついで、そこから帰結する、「Gの不本意な一時的遊離」こそを提示すべきではないか。

こうしてこそ、この「不本意な一時的流出」を土台にしつつそこに「貨幣の一般的購買可能性」が付加されて、そこからさらに、「意識的引上げ→引上げの無限性→増殖追求性」が論理的に導き出されていくであろう。まさにその中で、「蓄蔵貨幣の固有性」が開示されていく。

ついで(ロ)「支払手段機能」はどうか。その場合、この「支払手段機能」展開のためにはいうまでもなく「信用販売」の形成が前提となるが、この「信用売買＝

債権者・債務者関係」の進行のためには、さらに一定の条件が不可欠であろう。つまり、買手にとっては、購買資金節約動機から自明なこととして「信用買い」は発動し得るものの、売手の立場からすると、「信用売り」は何を条件として可能なのだろうか。すでにみた宇野体系にあってはこの点が不明瞭であったが、この信用売買形成条件こそ「蓄蔵貨幣＝貯蓄形成」なのではないか。要するに、「蓄蔵貨幣機能」で示された「貯蓄形成」を基本的条件にしてこそ、売り手は、販売代金を現時点で受け取ることなしに、現時点で商品を買手手に引き渡せる——わけであろう。

こうして「蓄蔵貨幣→支払手段」の移行を示し得るが、この「支払手段機能」展開を通して、一方では「支払いの集中化→決済の節約化」が進むとともに、他方では、「支払手段機能」の円滑な実現のためには、「支払手段『準備金』」の存在が論理的にいて不可欠となる。そしてここから、「準備金」として機能する、「貨幣の新たな側面」が発現してくるといってよく、したがって、「流通外に止まりつつ流通へ新たに入っていける」新機能が設定されよう。

そこで最後は(ハ)「資金機能」だといつてよい。といつても、まず直ちに断っておく必要があるのは、この機能は、『資本論』を始め旧『原論』においても「世界貨幣」とネーミングされているが、「一国—世界」という国境関連を類推させる)「世界」という限定詞を解除しつつ、「全ての機能を自由かつ積極的に実行可能な貨幣機能」という特性をヨリ的確に表現し得る——という点では、むしろ「資金機能」の方がベターなように思われることである。その点で、『世界』貨幣における「世界」とは、「流通界—流通外」関係以外を意味すべきではないことになるが、まさにこのような、「流通界から自立しつつ全ての貨幣機能を潜在的に内包している貨幣機能」たる「資金」を出発点として、さらに「貨幣→資本」の移行が論理化し得るのも自明であろう。要するに、「資金の特殊な使用法」としてこそ「資本」は規定され得る。

その場合、このようなロジックで「貨幣の資本への転化」を図式化する際、この図式を完遂させる要因としては「3つ」あり、そのうちには、いま提示された、その「条件」=「新たに自由に使用可能な貨幣たる『資金』」と、篇別構成のこれ以後の部分で開示されていくべきその「方法」とは別にして、さらに「もう1つ」ある。すなわち、「動機」=「増殖を目指すその個別的意図」に他ならず、

それに関しては、例えば宇野は、「(G-W-G)形式は……出発点と終局点とは同じ貨幣であるので、それはより多くの貨幣とならなければ意味をなさない」(旧『原論』70頁)と説明する。もちろんそれは間違いではないが、しかしこの「流通範式」に関わる理由はあくまでもいわば「形式的理由」であって、個別主体はそのような「形式上」の理由に動かされて増殖を追及するのではないであろう。そうではなく、ここで前提に置かれるべき点は、すでに「蓄蔵貨幣機能」論で明らかにされていた、その「増殖動機」ではないか。すなわち、具体的にフォローした通り、「蓄蔵貨幣機能」論の中では、「貨幣の一般的購買能力」性に規定されて、「『不本意な意図せざる』蓄蔵→『意図的な自発的な』蓄蔵」が論理的に進行し、その極点においては、「蓄蔵の積極的行動」として「増殖動機」こそが設定をみた。まさにこの「増殖動機」こそが、「資金→資本」移行図式における「動機」要因として論理的に生かされるべき——であって、この点の完備によって初めて「貨幣→資本」はより体系的に説明し得よう。

こうして、「自由な使用可能性」を示す「資金機能」を「条件」とし、「蓄蔵貨幣機能」で解明された「増殖追及必然性」を「動機」として、いまや「貨幣→資本」への移行がスタートする。そしてその「方法」分析を課題としてこそ、次に「資本形式論」へと移っていく。

【2】貨幣機能論の構造化 では、以上のような展開構成をとる貨幣論はどのような「構造体系」を有するべきであろうか。その点から②「貨幣機能論の構造化」¹⁵⁾が問題になるが、まずその前提として第1に、①「構造化の意味」を確定しておく必要がある。そこでこの「構造化」を端的に定義すれば、それは、「価値尺度—流通手段—貨幣としての貨幣(貯蓄手段—支払手段—資金)」という、大きくは「3機能」また小区分すれば「6機能」の「相互関係」をどのような「組み立て」において体系化すべきなのか——という課題に他ならない。換言すれば、「貨幣諸機能の構造的組み立て」という作業以外ではないが、その場合注意すべきは、その作業を、何よりも以下の2点に即してこそ実行すべきことではないか。

すなわち、まず1つは、このような「構造的組み立て」作業をあくまでも——貨幣論考察の基本スタンスである——「形態的・個別的・機構的」視角に立脚して進めることである。くれぐれもこの方向性から逸脱してはなるまい。そ

のうえでもう1つは、この「構造化」と、貨幣諸機能間の「移行必然性」解明とは差し当たり別の作業だという点であって、むしろ、すでにみた「移行必然性」を踏まえたうえでの、そのさらなる体系化が必要である。

この基本前提に基づいて、次に第2に②「構造化の構成」へ入ると、まず(イ)「導入」としては「流通手段機能」の基軸性が重要とあってよい。すなわち、いうまでもなく「貨幣形態」は流通諸規定のうちの、「商品」に次ぐ第2規定をなすが、そうであれば、この「貨幣機能」がもつその全体的役割の特質としては、「商品規定」を前提としつつ、「価値の独立体」という資格で商品に積極的に働き掛けることによって、「商品流通運動を形成すること」——にこそ求められよう。そして、このような「商品流通運動形成」という貨幣機能を端的に担うものこそ「流通手段機能」以外ではないかぎり、この「流通手段機能」こそが、貨幣機能論のまず中軸に位置づけられるべきことは自明ではないか。最初にこういえる。

しかしそれだけではない。というのも、貨幣がこのように「流通手段機能」を遂行し、それを通して「商品流通運動」を形成し得るためには、その(ロ)「前提」として、何よりも、貨幣が商品を現実的に購買しつつ「価値尺度機能」を実行しなければなるまい。換言すれば、「流通手段機能」の「前提」には「価値尺度機能」が不可欠なのであるから、貨幣論の中軸を占める「流通手段機能」の「前提」として、次に「価値尺度機能」が構造的に位置づく。

そして、さらに、その(ハ)「補完」関係においてこそ「貨幣としての貨幣」が組み立てられていく。すなわち、「中軸機能」としての「流通手段機能」が構造的に運動可能であるように、「流通界とその外部」との間での、「貨幣の流出入」行動が設定をみる。要するに、この「貨幣流出入」運動を通して「流通手段機能」が現実的に「調節＝補完」される——ということに他ならないが、もう一步具体的に示せば、この「貨幣流出入」が、まず(a)「貯蓄手段」によってはその「流出作用」が、ついで(b)「支払手段」によってはその「流入作用」が、そして最後に(c)「資金」によっては「流通外部での自立化作用」が、それぞれ開示されていくことになる。まさにその全体において流通界との「貨幣の流出入」が進む。

そうであれば、最後にその③「意義」はこう総括可能であろう。すなわち、「貨幣諸機能」は——すでに確定した通り——個別的にはその「移行規定」を

具体的に発揮していくが、それを超えて、各機能相互間の全体的な「組み立て構成」を形態的・個別的・機構的に集約すれば、それは結局、「流通手段機能」を「中軸」にしつつ、「価値尺度機能」を「前提」にもちながら「貨幣としての貨幣」をその「補完」とするような、その全体図式を描くのだ——と。まさにこのような「構造」においてこそ、「貨幣形態」は2番目の「流通形態規定」をなす。

〔3〕価格の役割 以上全体を総括して、「貨幣機能の総合的意義」を③「価格の役割」というベクトルから体系化しておきたい。そこで最初に、①「貨幣論のライトモチーフ」の確定が必要だが、その場合まず(イ)「ライトモチーフ」とは、ここでは、貨幣機能論を全体として貫くその「基本基準」を意味しよう。したがってその意味で、それは、各個別的貨幣諸機能を具体的に展開させていくという作用をもつ、まさにその根底的な「起動力」以外ではないといってもよい。そのうえで、このような方向から宇野・貨幣論のライトモチーフを探ると、それは、何度も指摘したように(ロ)「貨幣量規定」に他ならなかった。つまり、この「量規定」をこそ基準として「貨幣機能論」の展開を図る——というのが宇野の基本的スタンスであったが、それには(ハ)「難点」が否定できまい。なぜなら、「量規定」というのは、流通運動をあくまでも「結果として計測した」いわば「集計的・全体的・結果的」把握方法である以上、それは、「形態的・個別的・機構的」視角に立つ「貨幣機能論」には適さない——からであって、結局、宇野型の「貨幣量規定」重視は採用し得まい。

とすれば、別の「ライトモチーフ」が不可欠だが、結論的にいえば、その役目を担うのは何よりも②「価格の重要性」ではないか。つまり、(イ)「量規定」に代わって「価格の役割」こそが重視されるべきだと思われるが、その理由としては、商品流通運動において果たす、以下のような価格の作用が決定的ではないか。やや立ち入って指摘すれば、(ロ)この「価格」こそ、それが個別主体における現実的な商品売買行為発動の基準をなすという点からして、商品流通運動における貨幣機能を「形態的・個別的・機構的」視角に即して把握するのに最も適切な規定性に他ならない——という関連、これである。その意味で、(ハ)貨幣機能論の「ライトモチーフ」としては、取り分け「価格の役割」こそがまさしく相応しかろう。

その確認に立脚して、全体の③「総括」へと進もう。そこで、まず(イ)この

「価格」を基準に採用して、貨幣機能論展開を実際にぎつと概観しておく必要があるが、その見取り図はこう描ける。すなわち、第1に(a)「価値尺度機能」においては、まさにこの機能展開を通してこそ、「価値実現＝価値尺度」が一定の「価格基準」の形成として発揮されるかぎり、この「価値尺度機能論」が「価格の役割」をまず出発点的に明示している点に疑問の余地はあり得まい。ついで第2が(b)「流通手段機能」であり、ここでは個別主体同士の「購買—販売」行為が発動されるが、その際に、商品売買の「目安」をなす基準が何よりも「価格水準」以外であり得ないのは自明であろう。したがって、「価値尺度—流通手段」という貨幣機能展開を現実的に「起動させている」その「ライトモチーフ」が、まさしく「価格の作用」であることは余りにも明瞭ではないか。

そのうえで第3は(c)「貨幣としての貨幣」だが、まず1面で、流通手段機能が惹起させる商品売買運動の結果として「価格の上下運動」が帰結するとともに、他面で、その形成された「価格水準」をメルクマールとしてこそ、個別主体次元での「購買—販売」レベルが現実的に決定をみる。そしてさらに、その「購買—販売」レベルに規制されてこそ、そこから、個別主体による「流通界からの貨幣引上げ」も進行するかぎり、結局、何よりも流通界におけるこのような「価格水準」がこの「貨幣引上げ」をも規制しているのだ——と考えてもよい。その点で、「貨幣としての貨幣」機能は、その根底では、まさに「価格の役割」によってこそ支えられている。

こう追跡してくれば、(ロ)最終的には以下のような図式が浮上してこよう。すなわち、「貨幣機能論」の「ライトモチーフ」としては「価格の役割」こそが最適なのであって、その意味で、「貨幣機能論」はまさにこの「価格の役割」を基準にして体系化されるべきなのだ——と。そしてここから、その全体的結論も¹⁶⁾いまや導出可能だといってよく、(ハ)まさしくこの点に即してこそ、「貨幣論＝流通形態論の『第2領域』」に他ならないという命題も最終的に確定をみる。

- 1) 拙稿「商品形態と価値規定」(『金沢大学経済論集』第31巻第2号, 2011年)。
- 2) 宇野『経済原論』上(岩波書店, 1950年)は旧『原論』と略称して『宇野弘蔵著作集』(岩波書店, 1973年)第1巻の頁数で示す。また同様に宇野『経済原論』(岩波全書, 1964年)は新『原論』と略記したうえで『著作集』第2巻の頁で表す。
- 3) 宇野・貨幣論を検討した文献は必ずしも多くはない。例えば, 宇野編『資本論研究』I(筑摩書房, 1967年), 大内・桜井・山口編『資本論研究入門』(東大出版会, 1976年), 拙著『価値法則論体系の研究』(多賀出版, 1991年), などがあるがいずれもやや断片的である。
- 4) この「価値基準の確定時点」の動揺は, 新『原論』では, むしろやや異論の感じられる方向へと一層明瞭に定められている。つまり, 「それは売れなければ価格を下げ, 売れば価格を上げるという関係を通して行われる。事実, 商品の価値は一回の売買によって社会的に確認されるというものではないのである。需要供給の関係によって常に変動する価格をもって幾度も繰り返される売買の内に, その価格の変動の中心をなす価値関係として社会的に確認されるのである」(新『原論』25頁)とされて, 「繰り返し方式」が強調される。
- 5) 新『原論』では, 「価値尺度→流通手段」の移行規定に関して一定の「改善」が確認できるように思われる。というのも, 無視できない難点を含む「個別的→社会的」という視角は弱まって, 例えば「個別的視点」重視に立脚して, 以下のような説明に変更をみているからである。「かくて商品は一般に売買されると流通界を脱して消費に入るのに反して, 貨幣は商品の売買を媒介しつつ常に流通市場に留まることになる。貨幣は, $G-W$ としては価値尺度として機能し, それを基礎としながら $W-G-W'$ の関連においては流通手段として機能する」(新『原論』26頁)とされるのだから, その「個別的視点」は明瞭であろう。
- 6) なお新『原論』では「量規定」重視は余り目立たないし, 例の「総流通手段量の公式」も姿を消している。もっとも, 新『原論』では総頁数が短縮されているからその結果かも知れないが³。
- 7) 「流通手段→貨幣としての貨幣」に関して, 新『原論』ではやや新方向からの説明がみて取れる。つまり, いわば「一般的等価物」たる「貨幣そのもの」に関わる視点であって, 「……個々の商品の特定の使用価値の制約を解除された, いわば商品の価値そのものを代表する価値物である。それはいつでも自由に商品の購買にあてられる, いわゆる資金として, できれば直ちに使用しないで商品経済的富として貯蓄せられる傾向を伴うものである」(新『原論』28-29頁)とされる。しかし問題は「流通手段」からの移行ではないのか。
- 8) 旧『原論』では, そもそも貨幣が「蓄蔵」へ向かう最初の契機が不明確であったが, この新『原論』においても, 以下のように抽象的に説明されるだけで決して明瞭ではあるまい。つまり, 「むしろ流通手段としての貨幣は…… W 商品の W' への転化の必要にせまられて出動するものといってよい。……商品経済の一定の発展に伴って見ら

れる、いわゆる貨幣の蓄蔵、あるいは退蔵は、その点を最も極端な形で示すものである(新『原論』29頁)といわれるだけでは、「流通手段機能」との関連で「蓄蔵」が実行される関連は理解しがたい。

- 9) 「支払手段機能」展開の出発点としての「掛売り」に関しては、この新『原論』で明瞭な説明が与えられており、旧『原論』からの改善として評価できる。すなわち、「蓄蔵貨幣機能」からの接続性が明らかにされているのであり、例えばこういわれる。「……貨幣の蓄蔵にしても、あるいはまた一般的にいつて貯蓄にしても、その形成は、その半面において貨幣を直ちに受け取ることなくして商品を買売し、後に貨幣の支払いを受けるといふ、いわゆる掛売りを可能にする」(同)と。これによって、「蓄蔵貨幣→掛売り『可能化』→支払手段」というロジックが示されるから、新『原論』での論理的整備がみて取れよう。
- 10) 「世界貨幣」論は、旧『原論』から新『原論』への移行に関してその変更程度が最も大きい箇所だといつてよい。その場合、その変更は、「改善」されたケースとむしろ「後退」だと思われるケースとの2通りがあるように思われるが、まず「後退」ケースとしては「支払手段→世界貨幣(資金)」の移行規定が該当しよう。といふのは、まず旧『原論』では、例えば「かかる支払期日のために準備される貨幣は、蓄蔵貨幣と同様に絶対的な富の性格を与えられる」(旧『原論』67頁)と指摘されつつ、「支払準備金」こそがその移行規定の媒介に設定されていたのに対し、新『原論』ではこの「支払準備金」への言及自体が削除されている——からに他ならない。それに代わつて、「かくて流通手段としての貨幣は、一方では貯蓄によつて引上げられる」(新『原論』30頁)と「唐突に」断定されるのみで、結局、「支払手段機能」から「貯蓄機能」への論理的移行規定は欠落するに至つていよう。
- 11) 他方、「世界貨幣」に関する新『原論』での改善点は決定的に大きい。まず①「世界貨幣」といふネーミングが消されて、基本的には「資金」用語へと変更をみている。したがつて②「世界—国内」といふ区別がそもそも解消されることによつて、「国際取引・各国・為替・賠償金」などといふそれに纏わる説明がなくされている。その結果、③この「資金」の規定性にも決定的な前進が確認されてよく、例えばこう定義されるといつてよい。「かくて流通手段としての貨幣は、一方では貯蓄によつて引上げられ、また必要に応じて貯蓄から引出され、他方では信用による支払延期によつて節約されつつ、その量を商品交換に応じて調節されるのであるが、その調節は、根本的には、商品としての金が他の使用目的にも役立てられると共に貨幣にもなり、いつでも流通手段として市場に出て商品の購入にも充てられることによつて行われる」(同)。みられる通り、「世界—国内」といふ枠を解除しつつ、「流通から自立した貨幣の独立的使用方法」に即してこそ「資金」機能が明確に位置づけ可能になっている。旧『原論』から新『原論』へのまきに見事な改善ではないか。
- 12) そして、この「改善」は「資本への移行」規定にも反映していく。すなわち、「金は……流通市場と地金乃至貨幣の貯蓄との間を流出入しつつこの調節を行うのであるが、

しかしそれは単に貨幣として行われるものではない。価格の変動常なき商品流通市場に対して、資金としての貨幣の新たなる機能を通して行われる。……商品経済的富として貯蓄される貨幣は、必ずまた商品売って利益をうるために、商品を買うということに、いいかえれば富の増殖のために使用されることになる。W-G-W'に対し、G-W-G'の新たなる流通形式が展開される。貨幣はかくして資本となるのである」(同)という適切な説明が与えられる。

- 13) 「世界貨幣」規定に関しては、例えば、鈴木鴻一郎編『経済学原理論』上(東大出版会, 1960年), 岩田弘『世界資本主義』(未来社, 1964年), 大内秀明『価値論の形成』(東大出版会, 1964年), 降旗節雄『資本論体系の研究』(青木書店, 1965年), 鎌倉孝夫『資本論体系の方法』(日本評論社, 1974年), 前掲, 拙著『価値法則論体系の研究』, などを参照のこと。
- 14) 「価格の役割」について詳しくは、前掲, 大内『価値論の形成』の他, 桜井毅『宇野理論と資本論』(有斐閣, 1979年)をみよ。古典派・『資本論』との内的関連に注意しよう。
- 15) 「構造化」の詳細な含意に関しては、前掲, 拙著『価値法則論体系の研究』をみよ。
- 16) 「貨幣機能論」の体系的構造化問題は、最終的には、「資本主義の体制法則」としての「価値法則論」体系における、「貨幣論の構成的位置」の解明に集約されていくと考えられるが、この点を含めて「価値法則論」に関しては、前掲, 拙著『価値法則論体系の研究』をみよ。